

## 浜松市営住宅に設置された浄化槽の維持管理に関する共益費の取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、浜松市営住宅の入居者が本来負担すべき共益費について、空家の発生等入居者の責めに帰すことの出来ない理由により、入居者が過大な金銭的負担を負うおそれのある場合に限り、その一部を市が負担することに関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)浄化槽 浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽および浄化槽法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものをいう。
- (2)管理戸数 浄化槽1基に対する戸数。
- (3)空家戸数 月の末日を基準日とした空家の合計戸数をいう。なお、月の途中で入退去した場合の当該月については、含まない。
- (4)維持管理費用 浄化槽の保守点検にかかる費用と清掃にかかる費用を合計したもの。

### (適用の申請)

第3条 共益費の一部負担を希望するものは、市営住宅の浄化槽維持管理に係る費用負担願(第1号様式)に必要書類を添えて当該年度終了までに浜松市長へ提出しなければならない。ただし、申請者は共益費の管理を行っている入居者の代表者に限るものとする。

### (適用範囲)

第4条 本要領の適用範囲は、申請のあった市営住宅が次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

- (1)別表1に掲げる団地。
- (2)別表1に掲げる団地以外で、1基の浄化槽を共用している住戸を1つの単位として、下記の計算から得た金額が月額税込み3,000円以上となる場合。

$$\text{(年間維持管理費用)} \div \text{(管理戸数の年間延べ月数)}$$

- (3)本条第1号および第2号に規定する団地以外で、1基の浄化槽を共用している住戸を1つの単位として、下記の計算から得た金額が月額税込み3,000円以上となる場合。

$$\text{(年間維持管理費用)} \div \text{(管理戸数の年間延べ月数 - 空家戸数の年間延べ月数)}$$

### (負担金額の上限)

第5条 前条各号のいずれかに該当する市営住宅において、市が負担する共益費は、空家分の維持管理費用とし、原則として浄化槽法その他関係法令に定められた回数分を上限とする。ただし、浄化槽の状態等を考慮し、法定回数以上実施することが必要と認められる場合にはこの限りではない。なお、過年度分の負担はしないものとする。

### (市の負担額および支払い方法)

第6条 前条に規定する共益費の市の負担額は、第4条第1号および第2号については次のアにより算定するものとし、第4条第3号はイにより算定し予算の範囲内において負担する。なお、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{ア } \text{(年間維持管理費用} \div \text{管理戸数の年間延べ月数)} \times \text{空家戸数の年間延べ月数}$$

イ (年間維持管理費用) - {(管理戸数の年間延べ月数 - 空家戸数の年間延べ月数) × 3,000  
円 }

2 前項の市の負担額は、担当事業者からの請求に基づき、請求書を受領してから 30 日以内に、年度分を一括して各事業者へ直接支払うものとする。なお、保守点検と清掃を行っている事業者が異なる場合には、維持管理費用に占める割合に応じて按分して各事業者へ支払うものとする。

3 市は前 2 項により決定した負担額及び支払い方法について、共益費一部負担額決定通知(第 2 号様式)にて申請者に対して通知しなければならない。

#### 附 則

この要領は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 3 号は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

指定管理者制度を導入している場合は、両者協議のうえ、指定管理者の業務の一部に含めることができる。この場合において、第 1 条、第 5 条、第 6 条中の「市」及び第 3 条、市営住宅の浄化槽維持管理に係る費用負担願(第 1 号様式)、共益費一部負担額決定通知(第 2 号様式)中の「浜松市長」を「指定管理者」と読替えるものとする。

#### 別表 1 (第 4 条関係)

名称	位置
若身団地	浜松市天竜区春野町堀之内 993 番地の 13
熊切団地	浜松市天竜区春野町石打松下 197 番地の 1
つつじヶ丘団地	浜松市天竜区水窪町奥領家 3748 番地の 2
雲折団地	浜松市天竜区龍山町戸倉 562 番地の 1
戸倉団地	浜松市天竜区龍山町戸倉 175 番地

## 市営住宅の浄化槽維持管理に係る費用負担願

（あて先）

浜 松 市 長

団地名

住所

代表者 氏名

連絡先

浄化槽の維持管理費用については、浜松市営住宅条例第18条で定めるとおり、本来は入居者が負担すべき費用ですが、空家の発生等により、入居者が負担する共益費が過大となり維持管理が困難となったため、その一部について下記のとおり負担していただくようお願いします。

### 1. 浄化槽

共用単位：

種 類：

人 槽：

処理方式：

法定回数：保守点検 回/年、清掃 回/年

### 2. 実施内容

	実施業者	実施回数	単価（税込）	年間費用（税込）
浄化槽保守点検				
浄化槽清掃				

### 3. 入居状況

管理戸数の年間延べ月数	空家戸数の年間延べ月数
戸	戸

### 4. 負担を希望する金額

### 5. 法定回数以上実施する理由（該当する場合のみ記入）

添付書類：年間の保守点検と清掃の回数および費用がわかる書類

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

浜松市長

平成 年度 団地共益費一部負担額の決定について（通知）

平成 年 月 日付け申請のありました標記の件につきまして、下記のとおり決定したので通知いたします。

記

共益費負担額：金 \_\_\_\_\_ 円

1. 共益費負担額算出根拠

（浜松市営住宅に設置された浄化槽の維持管理に関する共益費の取扱要領第6条第1項）

ア （年間維持管理費用 ÷ 管理戸数の年間延べ月数） × 空家戸数の年間延べ月数  
（ \_\_\_\_\_ 円 ÷ \_\_\_\_\_ 月） × \_\_\_\_\_ 月 = \_\_\_\_\_ 円

イ （年間維持管理費用） - {（管理戸数の年間延べ月数 - 空家戸数の年間延べ月数）  
× 3,000 円 }  
\_\_\_\_\_ 円 - {（ \_\_\_\_\_ 月 - \_\_\_\_\_ 月） × 3,000 円 } = \_\_\_\_\_ 円

2. 支払方法

保守点検・清掃を実施した事業者に対し直接支払いを行いますので、市へ請求書を提出するよう事業者へお伝えください。支払いは請求書受領後30日以内に行います。

なお、保守点検と清掃を行っている事業者が異なる場合には、維持管理費用に占める割合に応じて按分して各事業者へ支払うものとします。

請求書宛名：浜松市長

請求金額：金 \_\_\_\_\_ 円

以上

共益費負担に関するお問合せ先：浜松市住宅課（TEL： \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_）

その他のお問合せ先：浜松市営住宅北部管理センター（TEL： \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_）